

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月14日
 松山地方裁判所民事部
 裁判所書記官 今 村 正 詞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月11日 午前 8時30分から 令和 8年 6月18日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月25日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定期日	日 時 令和 8年 7月16日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和 8年 6月26日 午前10時00分から 令和 8年 6月29日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月14日から当庁民事書記官室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 東温市樋口字得久
地 番 甲 1 2 4 8 番 1
地 目 宅地
地 積 2 3 1 . 7 6 平方メートル

2 所 在 東温市樋口 1 2 4 8 番地

家屋 番号 1 2 4 8 番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 4 5 . 2 8 平方メートル

(現況)

床 面 積 約 6 3 平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 納屋

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 2 4 . 1 6 平方メートル

(現況)

現存しない。



物 件 明 細 書

令和 8年 4月 7日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 今 村 正 詞

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 東温市樋口字得久
地 番 甲1248番1
地 目 宅地
地 積 231.76平方メートル

2 所 在 東温市樋口 1248番地
家屋 番号 1248番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 45.28平方メートル

(現況)

床 面 積 約63平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 納屋

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 24.16平方メートル

(現況)

現存しない。



令和 7年(ケ)第 106号
令和 8年 3月 4日受理
令和 8年 3月25日提出

現況調査報告書

松山地方裁判所

執行官 住田 克明

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 東温市樋口字得久
地 番 甲1248番1
地 目 宅地
地 積 231.76平方メートル
- 2 所 在 東温市樋口 1248番地
家屋 番号 1248番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 45.28平方メートル
(附属建物).
符 号 1
種 類 納屋
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 24.16平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □(物件)
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 □その他の者 上記の者が、本土地上に下記の建物を所有し、占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり(3枚目及び4枚目)
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(■主たる建物 ■附属建物) 種類、構造及び床面積等の概要は、「その他の事項」のとおり(3枚目)
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 □その他の者 上記の者が、本建物を住居(空き家)として利用している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり(3枚目及び4枚目)
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない { 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 <input type="checkbox"/> ある { 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

その他の事項

1. 公図上、物件1の土地の東側には道が隣接し、同道のさらに東側には、水路が存するとされている。また、物件1の土地の北側には、同土地に隣接する地番甲1248番2の土地(地目:田,地積:236平方メートル,所有者:亡A(以下「亡所有者」という。))、以下、本土を「甲1248-2の土地」という。)の一部を介して、道が隣接するとされている。現況では、物件1の土地の東側にはアスファルト舗装された道路(建築基準法42条2項に該当する道路)が存し、同道路のさらに東側には、暗渠水路が存する(なお、現況における上記道路の幅員を踏まえると、一般論として、物件1の土地において建物を再築する際には、道路後退の必要があるものと思われる。)。また、物件1の土地の北側には、未舗装の道が存するところ、同道の南側には、東西方向にかけて細長い溝渠状となった土地が存する(位置関係等を踏まえると、同所は、甲1248-2の土地の一部と思われる。))。
2. 物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されている。同土地のうち、南側付近は、同建物への進入経路として利用されていたようであるが、現況では、雑草等が生い茂った状態となっている。
3. 物件2の建物には、亡所有者が居住していたとのことであるが、戸籍等の関係資料によると、同人は、令和6年8月29日に亡くなったとされている。また、公簿のほか、申立債権者によると、亡所有者の法定相続人らについては、既に相続放棄の申述が受理されており、相続人不存在の状態となっているとのことである(相続財産法人)。この点、本調査によるも、亡所有者の縁故者等の関係人からの陳述は得られなかったものの、物件2の建物内外の状況や、申立債権者及び近隣住民の話を踏まえると、同建物は、亡所有者の没後、現在に至るまで、空き家となっているものと推測される。なお、近隣住民によると、少なくとも60年前ころから、物件1の土地には、現存建物(物件2の主たる建物と思われる。)が建っていたとのことであり、亡所有者は、ここ数年来は、福祉施設に入居していたとのことであった。
4. 公簿によると、物件2の建物は、物件目録記載のとおり主たる建物と附属建物符号1とから構成されるとされているところ、物件2の建物の現況は、次のとおりとなっている(物件2の建物に関する建物図面が存しないため、必ずしも公簿上の物件2の建物の位置関係や形状は明らかではなく、公簿と現況との床面積が相違するも、登記上反映されていない部分の特定は困難である。しかしながら、現況や、課税資料等も踏まえ、本調査においては、一応、次のとおり整理した。)。なお、公課証明書によると、物件2の建物のうち、主たる建物については、大正7年に新築されたとされている。
 - (1) 主たる建物
 - ア 種類及び構造
公簿記載のとおり
 - イ 床面積
約63平方メートル(公課証明書上の床面積:64.66平方メートル)
 - (2) 附属建物符号1
現存しない(この点、公課証明書によると、物件1の土地が属する旧地番甲1248番の土地には、木造の附属建物(大正7年新築,床面積:3.50平方メートル)が存することとされているところ、少なくとも物件1の土地には、同建物らしき独立した建物の存在は確認できない。))
5. 物件1の土地は、線引き都市計画地域内の市街化調整区域に属する(線引き実施時期は、昭和46年12月20日である。)。公簿によると、旧地番甲1248番の土地の地目は、従前、田であったが、平成10年3月11日付けで、国土調査による成果として、同土地は、物件1の土地と甲1248-2の土地とに分筆され、物件1の土地は、年月日不詳で宅地に変更されて現在に至っている。また、公簿によると、旧地番甲1248番の土地には、物件2の建物が存したとされているところ(ただし、上記4記載のとおり、物件2の建物に関する建物図面は存しない。)、亡所有者は、昭和33年4月2日相続を原因として、同土地の所有権を取得するとともに(登記年月日は昭和39年11月2日付けである。)、昭和39年11月2日付けで、物件2の建物の所有権保存登記を行っている。なお、上記4記載のとおり、公課証明書上、物件2の主たる建物は、大正7年に新築されたとされている。
6. 所轄行政庁(愛媛県中予地方局建築指導課)によると、物件2の建物に関して建築確認申請等がされた形跡はない。この点、旧既存宅地と判断される基準を充足する一つの資料としては、線引き実施以前から、該当土地が宅地として課税されていたことを証する書面が考えられるところ、東温市税務課によると、同市の合併(平成16年)以前の課税資料は交付することができないとのことであった。また、上記の所轄行政庁によると、線引き実施以前の課税資料の交付が困難である場合には、旧既存宅地であることが、客観的、かつ明確に判断できる根拠が複数必要であり、併せて、旧既存宅地であると認められる趣旨を記載した報告書(具体的には、いかなる客観的事実に基づき、線引き実施以前から、どの範囲が宅地であって、その後、別の土地を合筆等に取り込むことなく、現在に至っているかを記載する必要があるとのことである。)を作成する必要があるとのことであった。さらに、上記のとおり、物件2の建物については、公簿上の建物と現況の建物との間に、床面積を初めとして、かなりの乖離が認められるところ、この点についても、整理されたいとのことであった。なお、所轄行政庁によると、本基準による旧既存宅地の認定の判断に当たっては、愛媛県庁の都市計画課と協議を行う必要があるため、相談者側より、詳細な資料等の提出を求めているとのことであった。

7. 上記の事情に加え、物件1及び2の土地建物については、都市計画法等の所定の制限に服するものと考えられることを踏まえると、本件競売手続において入札を行う場合には、事前に、所轄行政庁等に現実に赴いて相談し、十分に検討を重ねた上で入札手続に参加することが望ましい。
8. 物件2の主たる建物は、著しく老朽化が進行しており、屋根瓦や外壁の剥落や壁面等の損傷が酷い状況であり、現状のままの状態では、居住はもとより、内部への立入りも危険な状況である。
9. 物件2の主たる建物の北側付近には、差し掛けが存し、その直下には、流し台が設置されるとともに、物置等として利用されている。
10. 物件2の主たる建物内外には、相当数の家財道具等が残置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年3月5日(木) 14:00~14:30	松山地方法務局砥部出張所	公函, 登記事項等の閲覧, 謄写
令和8年3月5日(木) 15:00~15:30	東温市役所	地番図等資料収集
令和8年3月5日(木) 15:50~16:20	物件所在地	占有等現地調査, 近隣調査, 調査立会 依頼文書を投函
令和8年3月5日(木) 16:40~17:00	愛媛県中予地方局	建築確認の有無照会等
令和8年3月19日(木) 9:30~10:50	物件所在地	立入調査, 写真撮影(評価人と同行) , 近隣住民から聴取
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 8年 3月19日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)



請求部	所在	東温市樋口字得久			地番	甲1248番1		
出縮力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)	
作成年月日				備付年月日(原図)	平成10年4月10日		補事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月5日
松山地方務局砥部出張所
登記官

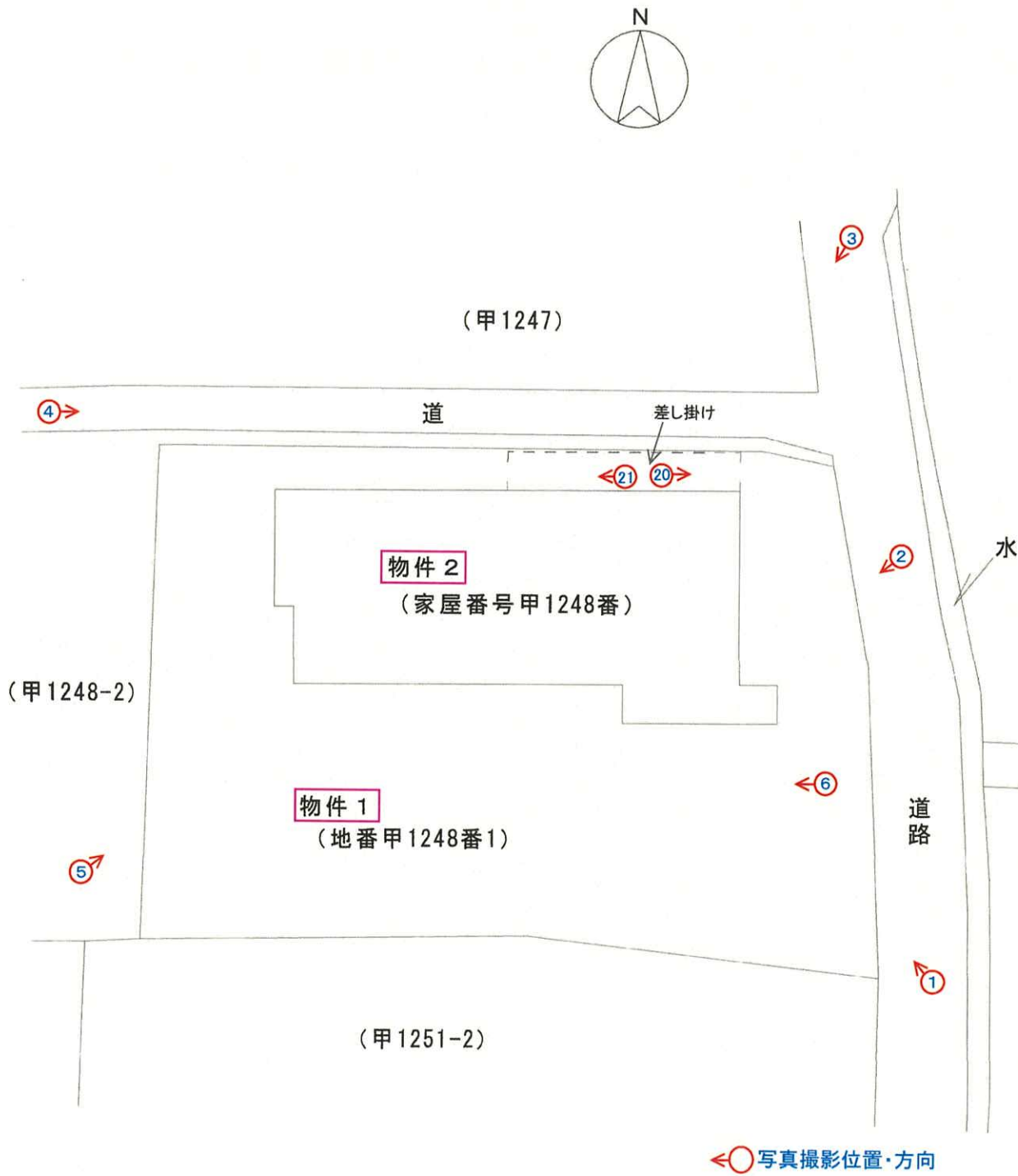
請求番号: 2-1
(1/1)

(6 枚目)

公用

土地建物位置関係図

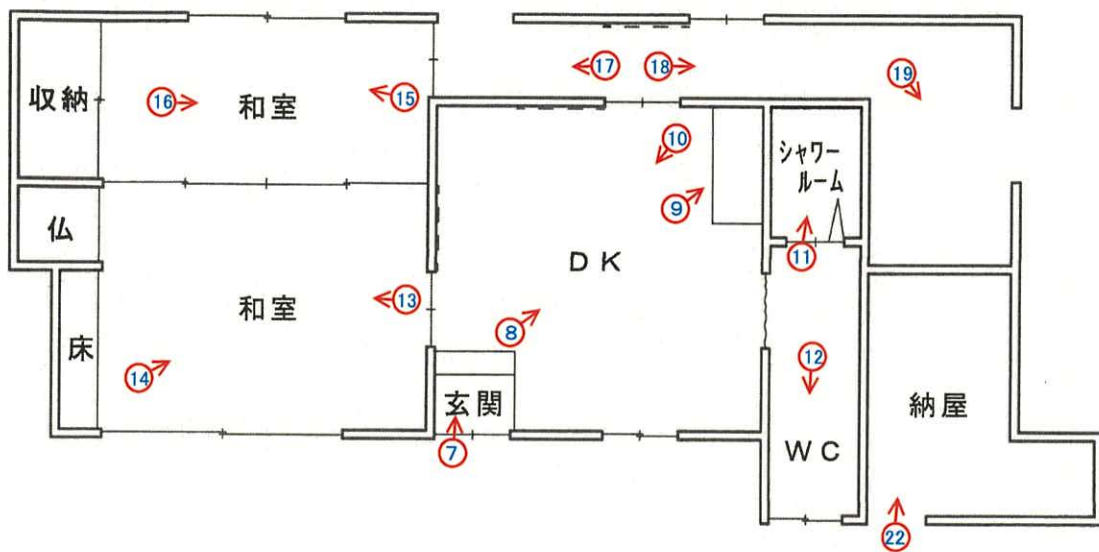
(物件1, 2・概略図)



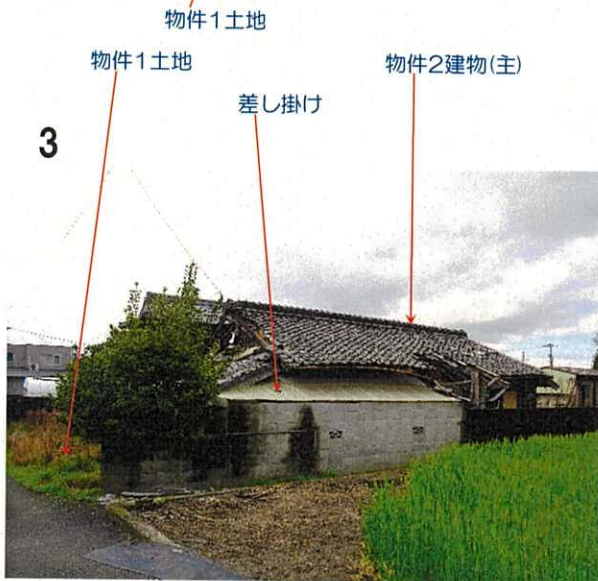
※本図面は、14条地図、住宅地図及び航空写真等を参考に作成した概略図であり、境界を保証するものではない。

間取図

(物件2・概略図)



←○写真撮影位置・方向



7 以下, 物件2建物(主)内部



8



9



10



11



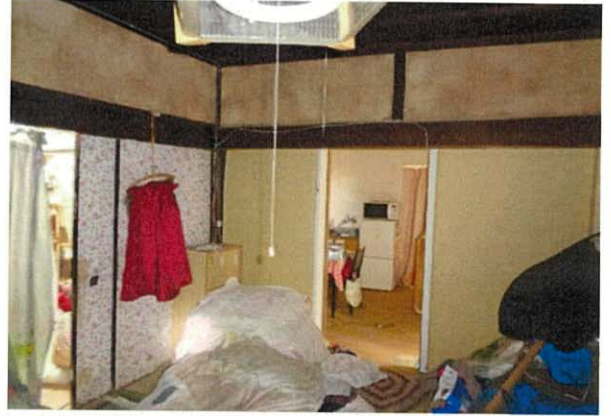
12



13



14



15



16



17



18



19



20 (差し掛け内部の状況①)



21 (差し掛け内部の状況②)



22





令和 7 年 (ケ) 第 106 号

令和 8 年 3 月 19 日 現地調査

令和 8 年 3 月 26 日 評 価

松山地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

大河 功一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,380,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 1,070,000 円
物件2(建物)	金 1,310,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	東温市樋口字得久 甲1248番1 宅地 231.76 m ²	同左
2	所在家屋番号種類構造床面積	東温市樋口1248番地 1248番 居宅 木造瓦葺平家建 45.28 m ²	約63m ²
	(附属建物) 符号種類構造床面積	1 納屋 木造瓦葺平家建 24.16 m ²	現存しない
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位置・交通	伊予鉄道高浜横河原線「横河原」駅の北方・道路距離約750m 最寄バス停「樋の口」の北西方・約550m (徒歩約7分) (別添「位置図」参照)	
付近の状況	国道11号北側に位置し、農家住宅を中心とする市街化調整区域の住宅地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 — 70% 200% —
画地条件	地積 : 231.76 m ² 形状 : ほぼ整形 間口 : 約 13.0 m 奥行 : 約 18.0 m	
接面道路の状況	東幅員約2.1m舗装道路に概ね等高に接面。 ※当該道路は建築基準法第42条2項道路であり、道路後退を要する。	
土地の利用状況等	目的建物(物件2)の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道 あり 都市ガス なし 下水道 なし (トイレは汲み取り式) (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特記事項	<p><土壌汚染> 公的資料、地歴、現在の使用状況等からは土壌汚染の可能性のある用途での利用はなかったものと推察されるので、価格形成要因から除外して評価する。</p> <p><埋蔵文化財> 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。</p> <p><その他> ・線引き前からの宅地である可能性が高いが、所轄行政庁へ詳細な資料等を提出の上、相談が必要である。 ・雑草等が生い茂った状態である。</p>	

2 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : 大正 7 年頃新築(月日不詳) 経 過 年 数 : 108 年 経済的残存耐用年数 : 0 年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : 土壁 内 壁 : ビニルクロス、土壁等 天 井 : ビニルクロス、杉板張等 床 : フローリング、畳等 設 備 : 電気設備、給排水設備、衛生器具設備等 その他 :
床面積(現況)	約 63㎡
現況用途等	現況用途 : 居宅 間 取 り : 現況調査報告書の「間取図」参照
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る ※ 経年相応の劣化があるほか、要修繕箇所が多数あり。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり 競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。
特 記 事 項	築後相当年数が経過した老朽建物であり、維持補修の程度は劣っており、機能的及び経済的な減価は著しく、もはや市場価値はないと判断した。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	30,300	0.95	231.76	0.85	5,670,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 東温-5

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $34,800\text{円}/\text{㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 115.0 = 30,300\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : 概ね標準的である。

◇ 地 域 格 差 : 交通接近条件、環境条件等を考慮した。

イ 個 別 格 差 : 接面街路との関係、道路後退等の画地条件を考慮した。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物の築年数、維持管理の程度等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物は築後相当年数経過した老朽建物で、もはや市場価値はないと認められるので、評価の最低単位である下記価格が妥当と判断した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
2	—	63	—	10,000

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ
1	5,670,000	0.55	法定地上権	3,120,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 55% と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市場 修 正	評価額(円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ×エ×オ
1	5,670,000	-3,120,000	/	0.70	0.6	1,070,000
2	10,000	+3,120,000	1.00	0.70	0.6	1,310,000
一括価格(合計)						2,380,000

ウ 占有減価修正：修正の必要がない。

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、所轄行政庁による線引き前宅地の判断が不確実であることにより、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格 (東温-5)
所 在 : 東温市田窪字井手ノ上326番3
価 格 : 34,800 円/㎡
位 置 : 田窪駅 約400m
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 308 ㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 西側 3.8m 市道
用途指定等 : 調区 (建ぺい率 70%、容積率 200%)
地域の概要 : 一般住宅、農家住宅等が見られる住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)
物件1 4,859,080 円
物件2 34,909 円

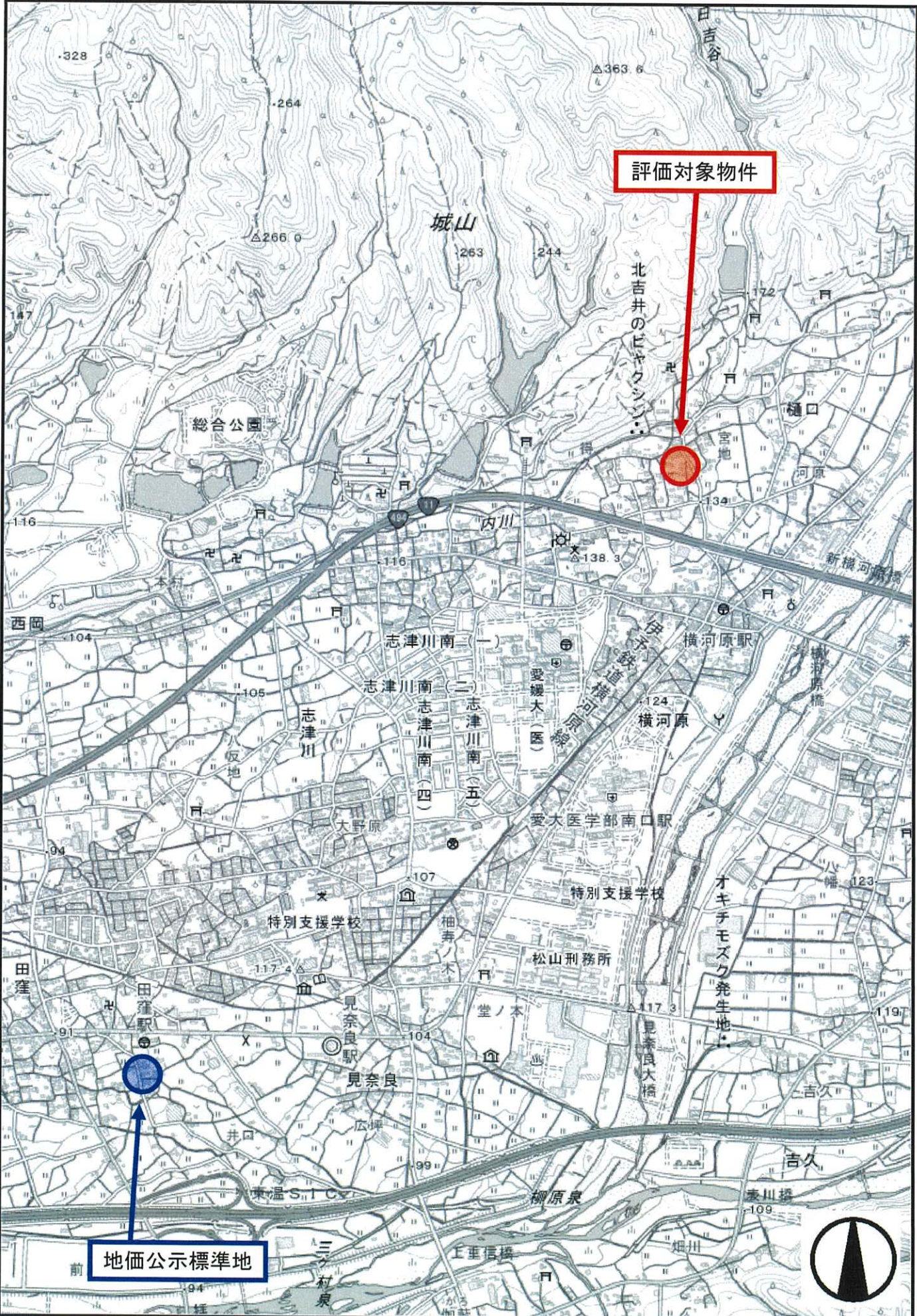
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 不動産登記法第14条地図

以 上

位置図





地番区域見出
樋口

請求部分	所在 東温市樋口字得久				地番	甲1248番1				
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成10年4月10日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和8年3月5日
松山地方法務局砥部出張所
登記官

請求番号：2-1
(1/1)

A3版をA4版に縮小